

令和6年度 手数料の見直し【手数料条例】

1. 福祉部 高齢者福祉課の事務

(既に取り扱いがなく廃止をする事務 2件)

【現行】

別表第5

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ①「老人ホームヘルパー派遣手数料」 | 1時間につき 1,000円以内 |
| ②「老人デイサービス事業手数料」 | 1施設1日につき 1,000円以内 |

【改正後】

別表第5から削除

2. 経済部 農林水産課の事務

(既に取り扱いがなく廃止をする事務 1件)

【現行】

別表第1

- | | |
|--|------|
| ①「漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第2項及び第8項の適格性を有する証明」 | 300円 |
|--|------|

【改正後】

別表第1から削除

3. 消防本部 警防課の事務

(「その他の証明」→「無料」とする事務 1件)

- | | |
|------------------|--|
| ①「救急搬送を受けたことの証明」 | |
|------------------|--|

【現行】

別表第1

- | | |
|----------|------|
| 「その他の証明」 | 300円 |
|----------|------|

【改正後】

無料

※第6条に手数料を徴収しない事務として規定

4. 都市整備部 管理用地課の事務

(「その他の証明」→明確化、金額の増額をする事務 4件)

【現行】

別表第1

「その他の証明」 300円

【改正後】

別表第2に規定

①「市道敷地証明書交付手数料」	600円
②「市道証明書交付手数料」	600円
③「道路幅員証明書交付手数料」	600円
④「法定外公共物譲与証明書交付手数料」	600円

5. 都市整備部 建築指導課の事務

(「その他の証明」→明確化、金額の増額をする事務 3件)

【現行】

別表第1

「その他の証明」 300円

【改正後】

別表第3に規定

①「台帳記載事項証明書交付手数料」	600円
②「道路の位置の指定に係る図面の写しの交付手数料」	600円
③「建築計画概要書等の写しの交付手数料」	600円

6. 都市整備部 都市政策課の事務

(「その他の証明」→明確化、金額の増額をする事務 1件)

【現行】

別表第1

「その他の証明」 300円

【改正後】

別表第2に規定

①「都市計画関係証明手数料」 600円

※4件目以降の30円加算あり(第2条4項に規定)

(新たに手数料を徴する事務 3件)

【現行】

無料

【改正後】

別表第2に規定

①「宅地造成工事許可等証明申請手数料」 600円

②「工事完了公告以前の建築(建設)承認申請手数料」 600円

③「開発行為又は建築に関する証明書等交付手数料」 600円

(金額の改正をする事務 10件)

①「優良宅地認定申請手数料」

認定申請1件につき、審査する造成宅地の面積が

(1) 0.1ヘクタール未満 86,000円 → 99,000円

(2) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 130,000円 → 149,000円

(3) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 190,000円 → 224,000円

(4) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 260,000円 → 298,000円

(5) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満 390,000円 → 448,000円

(6) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満	510,000円 → 587,000円
(7) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満	660,000円 → 756,000円
(8) 10ヘクタール以上	870,000円 → 1,000,000円

②「宅地造成工事許可申請手数料」

許可申請1件につき、切土又は盛土をする土地の面積が

- (1) 500平方メートル以内のもの
12,000円 → 14,000円
 - (2) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
21,000円 → 25,000円
 - (3) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
31,000円 → 37,000円
 - (4) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
47,000円 → 55,000円
 - (5) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
67,000円 → 77,000円
 - (6) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの
110,000円 → 124,000円
 - (7) 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの
170,000円 → 194,000円
 - (8) 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの
250,000円 → 279,000円
 - (9) 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの
340,000円 → 373,000円
 - (10) 100,000平方メートルを超えるもの
420,000円 → 463,000円
-

③「宅地造成工事計画変更許可申請手数料」

【現行】

許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額(その額が420,000円を超えときは、420,000円)

(1) 宅地造成に関する工事の設計の変更((2)に規定する変更のみに該当する場合を除く。)については、変更前の切土又は盛土をする土地の面積((2)に規定する変更がない場合であつて、切土又は盛土をする土地の縮小を伴うときにあつては、縮小後の切土又は盛土をする土地の面積)に応じ、宅地造成工事許可申請手数料の目に定める額に10分の1を乗じて得た額

(2) 切土又は盛土をする新たな土地に係る宅地造成に関する工事の設計の変更については、当該切土又は盛土をする新たな土地の面積に応じ、宅地造成工事許可申請手数料の目に定める額

(3) その他の変更については、10,000円

【改正後】

変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額(その額が463,000円を超えるときは、463,000円)

(1) 宅地造成に関する工事の設計の変更((2)に規定する変更のみに該当する場合を除く。)については、変更前の切土又は盛土をする土地の面積((2)に規定する変更がない場合であつて、切土又は盛土をする土地の縮小を伴うときにあつては、縮小後の切土又は盛土をする土地の面積)が

ア 500平方メートル以内のもの	1,600円
イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	2,900円
ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	4,000円
エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	6,100円
オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	8,700円
カ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	13,000円
キ 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	20,000円

ク 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	30,000円
ケ 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	40,000円
コ 100,000平方メートルを超えるもの	50,000円

(2) 切土又は盛土をする新たな土地に係る宅地造成に関する工事の設計の変更については、当該切土又は盛土をする新たな土地の面積に応じ、宅地造成工事許可申請手数料の目に定める額

(3) その他の変更については、12,000円

④「開発行為許可申請手数料」

(1) 許可申請1件につき、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為であつて、開発区域の面積が

ア 0.1ヘクタール未満のとき	8,600円 → 11,000円
イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	22,000円 → 26,000円
ウ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	43,000円 → 51,000円
エ 0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき	86,000円 → 103,000円
オ 1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき	130,000円 → 154,000円
カ 3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき	170,000円 → 204,000円
キ 6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のとき	220,000円 → 254,000円
ク 10.0ヘクタール以上のとき	300,000円 → 353,000円

(2) 許可申請1件につき、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合であつて、開発区域の面積が

ア 0.1ヘクタール未満のとき	13,000円 → 15,000円
イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	30,000円 → 36,000円
ウ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	65,000円 → 78,000円
エ 0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき	120,000円 → 144,000円
オ 1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき	200,000円 → 234,000円

カ 3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき 270,000円 → 314,000円
キ 6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のとき 340,000円 → 393,000円
ク 10.0ヘクタール以上のとき 480,000円 → 553,000円

(3) 許可申請1件につき、その他の場合であつて、開発区域の面積が

ア 0.1ヘクタール未満のとき 86,000円 → 103,000円
イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 130,000円 → 156,000円
ウ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 190,000円 → 228,000円
エ 0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき 260,000円 → 312,000円
オ 1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき 390,000円 → 463,000円
カ 3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき 510,000円 → 602,000円
キ 6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のとき 660,000円 → 772,000円
ク 10.0ヘクタール以上のとき 870,000円 → 1,020,000円

⑤「開発行為変更許可申請手数料」

【現行】

変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、その手数料の額は870,000円とする。

(1) 開発行為に関する設計の変更((2)のみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に応じ開発行為許可申請手数料の目に掲げる額に10分の1を乗じて得た額

(2) 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ開発行為許可申請手数料の目に掲げる額

(3) その他の変更については 10,000円

【改正後】

変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が1,020,000円を超えるときは、その手数料の額は1,020,000円とする。

(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に関する設計の変更((4)のみに該当する場合を除く。)であつて、開発区域の面積((4)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積。以下(2)及び(3)において同じ。)が

ア 0.1ヘクタール未満のとき	1,200円
イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	3,000円
ウ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	5,500円
エ 0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき	11,000円
オ 1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき	15,000円
カ 3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき	20,000円
キ 6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のとき	26,000円
ク 10.0ヘクタール以上のとき	36,000円

(2) 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為に関する設計の変更((4)のみに該当する場合を除く。)であつて、開発区域の面積が

ア 0.1ヘクタール未満のとき	1,800円
イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	4,200円
ウ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	8,400円
エ 0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき	14,000円
オ 1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき	24,000円
カ 3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき	32,000円
キ 6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のとき	40,000円
ク 10.0ヘクタール以上のとき	57,000円

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、開発行為に関する設計の変更((4)のみに該当する場合を除く。)であつて、開発区域の面積が

ア 0.1ヘクタール未満のとき	11,000円
イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	15,000円
ウ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	22,000円
エ 0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき	31,000円
オ 1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき	46,000円
カ 3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき	61,000円
キ 6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のとき	79,000円
ク 10.0ヘクタール以上のとき	104,000円

(4) 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ開発行為許可申請手数料の目に掲げる額

(5) その他の変更については、11,000円

⑥「市街化調整区域内における建築物の特例許可申請手数料」

1件につき 46,000円 → 1件につき 52,000円

⑦「予定建築物等以外の建築等許可申請手数料」

1件につき 26,000円 → 1件につき 28,000円

⑧「開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料」

許可申請1件につき、敷地の面積が

(1) 0.1ヘクタール未満のとき	6,900円 → 7,500円
(2) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	18,000円 → 19,000円
(3) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	39,000円 → 42,000円

(4) 0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき 69,000円 → 74,000円

(5) 1.0ヘクタール以上のとき 97,000円 → 104,000円

⑨「開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料」

(1) 承認申請1件につき、承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1.0ヘクタール未満のものである場合 1,700円 → 2,000円

(2) 承認申請1件につき、承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1.0ヘクタール以上のものである場合 2,700円 → 3,100円

(3) 承認申請1件につき、承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外のものである場合 17,000円 → 19,000円

⑩「開発登録簿の写しの交付手数料」

交付申請1件につき 470円 → 交付申請1件につき 940円